

石 水 営 第 7 4 9 号
令 和 2 年 1 0 月 2 日

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一 様

石狩市長 加 藤 龍



水道料金表の一部見直しについて（諮問）

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例（平成5年条例第10号）第2条の規定に基づき諮問致します。

記

諮問案件 : 水道料金表の一部見直しについて

平成25年4月より施行されている現行水道料金について、逦増料金制の一部見直しを行い市民サービスの拡充を図るため、石狩市水道事業給水条例第25条（別表第1）に規定する料金の一部を改正したく諮問致します。

（現 行）

従量料金（1立方メートル当たり）

- ・使用水量のうち7立方メートルを超え14立方メートルまでの部分
- ・使用水量のうち14立方メートルを超える部分

（改正案）

従量料金（1立方メートル当たり）

- ・使用水量のうち7立方メートルを超え20立方メートルまでの部分
- ・使用水量のうち20立方メートルを超える部分

参考

石狩市水道事業給水条例

(料金の額)

第25条 料金は、別表第1に定めるところにより、基本料金及び従量料金を基礎として算定して得た額の合計額に消費税相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

別表第1(第25条関係)

区分	メーターの口径	18ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル
基本料金(1か月につき)		1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	38,910円	79,940円
従量料金 (1立方メートル当たり)	使用水量のうち7立方メートルまでの部分	0円	0円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち7立方メートルを超え14立方メートルまでの部分	198円	244円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち14立方メートルを超える部分	315円	327円	327円	327円	373円	373円	373円	373円

備考 メーターの口径が100ミリメートルを超える場合の料金は、市長が別に定める。

令和2年10月20日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一

水道料金表の一部見直しについて（答申）

令和2年10月2日付け石水営第749号で諮問のあったこのことについて審議し、下記のと通りの結論に達した。

記

この度の見直しは、前回料金改定時に未着手であった逦増料金制の一部を解消するもので、市民サービスの公平性の一層の拡充を図ることを目的としており、妥当なものと判断する。

ただし、今後の社会情勢の変化を的確にとらえ、長期的な事業運営の安定確保に取り組むことが必要である。

なお、審議の概要は別紙のとおりである。

【審議概要】

石狩市の水道料金は、平成 25 年 4 月に料金改定を行い、平均 16.7%の料金値上げを行うとともに、新港地区の口径 25mm 以上の大口径の逦増料金制を廃止した。一方、当別ダムを水源とした石狩西部広域水道企業団から受水する方法へ切り替えたことで、水道水の量的不安は解消された。しかし、料金値上げ率が高率であったために、基本水量などの料金体系が検討課題とされていた。

近年の安定的な経営状況から将来の見通しが安定したものであると推測されることから、さらに水道料金表の一部見直しを行うものである。

本委員会は、市から「水道料金表の一部見直しについて」意見を求められたことから、提出された資料に基づき、下記のとおり確認した。

- 1 人口推計及び給水収益の推計、高料金対策繰入金などについて実績の確認を行ったうえで将来の見込みなどについて確認した。
- 2 令和 3 年度から令和 12 年度までの投資・財政計画（収支計画）を確認した。
- 3 給水収益が減少となることから、今後においても収支バランスを中長期的に見通し、施設更新等の進捗を停滞することなく、安定した企業経営の持続に尽力することを要望する。
- 4 石狩西部広域水道企業団の第 2 期創設事業や国の繰入基準の

動向、さらにはコロナ禍、災害など、今後懸念される事案によるリスクを適宜見誤ることなく、運営上支障が生じることのないよう、不断の経営努力により、石狩市新水道ビジョンに掲げる「継続、安全、強靱」の理想像の実現に向け、楽観論によることなく、今後も水道事業者としての責務を全うしていくことを要望する。

- 5 逡増料金制の撤廃に向けての検討を重ね、経営状況を見定めて取り進めることを確認した。
- 6 諮問に先立って実施されたパブリックコメントは条例に基づき実施され、提出された意見はなかったことを確認した。